

児童虐待の予防

あなたの身近に、虐待を受けていると思われる子どもはいませんか。または、あなた自身が子育ての悩みを抱え、日々苦しい思いをしていませんか。少しでも不安なこと、気がかりなことがあったら、迷わず相談しましょう。

児童虐待とは

保護者や、保護者に代わる養育者などが、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達をそこなう行為をいいます。虐待であるかどうかは、親が決めるのではなく、子どもの視点・子どもの立場で判断します。児童虐待は次の4つに分類されます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など



「虐待かな?」と思ったら

「日常的に子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声がある」「不自然な痣や傷、火傷のあとがある」など、児童虐待の疑いを発見したときは、児童相談所虐待対応ダイヤル^{いちばやく}189や市に相談してください。虐待かどうかを確認する必要はありません。相談者の秘密は守られます。

子育てに悩んだら

子育ては多くの親が悩みを抱えます。1人で抱え込んで、気づけば良くない方向に考えてしまうこともあります。辛い時、苦しい時は、身近な人や専門機関、朝霞市家庭児童相談室や児童相談所に相談してみましょう。

*連絡先

●朝霞市こども未来課
☎048-463-0364

●朝霞市家庭児童相談室
☎048-463-2231

●所沢児童相談所
☎04-2992-4152

●(虐待対応ダイヤル)
☎189

●朝霞警察署
☎048-465-0110

●(緊急の場合)
☎110

その他、相談機関の連絡先は40～42ページをご確認ください。